

県立辻堂海浜公園サイクルセンター内売店改装工事特記仕様書

1. 摘要範囲

この特記仕様書は、「平成 28 年度辻堂海浜公園サイクルセンター内売店改装工事」を適切に実施するため、共通仕様書とともに工事受注者が遵守しなければならない事項を示すものとする。

2. 目的

本業務は、県立辻堂海浜公園交通公園の利用者ニーズに対応するため、サイクルセンター事務室を改装し、軽飲食を提供する売店を設置するものである。

3. 工事場所

藤沢市辻堂西海岸 3-2-1 県立辻堂海浜公園内 サイクルセンター事務室

4. 工事期間

契約の日から 2 ヶ月以内

5. 一般事項

- (1) 本工事は、「辻堂海浜公園サイクルセンター内売店改装工事計画」における設計図面にに基づき、施工するものとする。
- (2) 本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築（電気・機械設備）工事標準仕様書（最新版）によるが、上記に規定がない事項については、日本建築学会標準仕様書によるものとする。
- (3) 資材の搬出入においては、公園内の園路を利用するため、来園者には十分注意を払うとともに、ハザードランプを点灯し徐行運転にて通行すること。

6. その他

その他、疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行うものとする。

